「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」改訂案 新旧対照表(改訂部分等の抜粋)

現行	改訂案	備考
第5 資本取引・損益取引区分の原則 独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注6)	第5 資本取引・損益取引区分の原則 独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注6)	【形式的修正】
〈注6〉資本取引・損益取引区分の原則について 1 独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による国からの財源措置が行われることが一般的である。このような独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、独立行政法人が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。また、政策の企画立案主体としての国との関係において、独立行政法人の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する収支等独立行政法人の業績を評価する手段としての損益計算に含めることが合理的ではない収支は、独立行政法人の損益計算には含まれないものとする。 2、3(略)	〈注6〉資本取引・損益取引区分の原則について 1 独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による国からの財源措置が行われることが一般的である。このような独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、独立行政法人が中期計画、中長期計画及び事業計画(以下「中期計画等」という。)に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。また、政策の企画立案主体としての国との関係において、独立行政法人の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する収支等独立行政法人の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する収支等独立行政法人の業績を評価する手段としての損益計算に含めることが合理的ではない収支は、独立行政法人の損益計算には含まれないものとする。 2、3(略)	○ 法人分類に伴う 修正。
第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9) (1)資産見返負債(中期計画の想定の範囲内で、運営費交付金により、又は国若 しくは地方公共団体からの補助金等(補助金、負担金、交付金及び補給金等の名 称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運営 費交付金及び施設費を除く。)をいう。以下同じ。)により補助金等の交付の目的 に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があら かじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約 により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金 を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。) (2)~(10)(略)	第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9) (1)資産見返負債(中期計画等の想定の範囲内で、運営費交付金により、又は国 若しくは地方公共団体からの補助金等(補助金、負担金、交付金及び補給金等の 名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運 営費交付金及び施設費を除く。)をいう。以下同じ。)により補助金等の交付の目 的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があ らかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契 約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払 金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。) (2)~(10)(略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。

現行	改訂案	備考
第17 引当金 1 (略) 2 法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。 3 (略)	第17 引当金 1 (略) 2 法令 等又は、中期計画、中長期計画、事業計画及び年度計画(以下「中期計画等及び年度計画」という。) に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。 3 (略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
 〈注12〉資本剰余金を計上する場合について 1 (略) 2 具体的には、以下のような場合が想定される。 (1) 国からの施設費により非償却資産又は「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合 (2) 国又は地方公共団体からの補助金等により非償却資産を取得した場合 (3) 中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合 (4) 中期計画の想定の範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合 (5) 中期計画の想定の範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合 3 (略) 	 〈注12〉資本剰余金を計上する場合について 1 (略) 2 具体的には、以下のような場合が想定される。 (1) 国からの施設費により非償却資産又は「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合 (2) 国又は地方公共団体からの補助金等により非償却資産を取得した場合 (3) 中期計画及び中長期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合 (4) 中期計画等の想定の範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合 (5) 中期計画等の想定の範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合 3 (略) 	【形式的修正】 ③ 事業計画では、 剰余金の使途を定めないため。 ③ 法人分類に伴う 修正。
〈注13〉 民間出えん金について 1 中期計画等において、独立行政法人の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることが明らかにされている場合であって、当該中期計画等 に従って出えんを募った場合には、当該民間出えん金は、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められることから、資本剰余金として計上する。 2 (略)	〈注13〉 民間出えん金について 1 中期計画等 及び年度計画 において、独立行政法人の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることが明らかにされている場合であって、当該中期計画等 及び年度計画 に従って出えんを募った場合には、当該民間出えん金は、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められることから、資本剰余金として計上する。 2 (略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
〈注14〉独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)、(2)(略) (3)「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却 資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の 規定により、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかか わらず生じた減損額 (4)(略)	〈注14〉独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)、(2)(略) (3)「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却 資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の 規定により、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を 行ったにもかかわらず生じた減損額 (4)(略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。

現行	改訂案	備考
第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)~(5)(略) (6)固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の規定により、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額 (7)(略)	第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)~(5)(略) (6)固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の規定により、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額 (7)(略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
第27 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 満期保有目的の債券	第27 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注21)(注22)(注23) (3)、(4)(略) 3 (略)	【形式的修正】
<注23>満期保有目的の債券の保有目的の変更について (略) (1)満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合 (2)満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合 (3)(略)		【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う修正。 ○ 事業計画→計画理由:行政執行法人の「事業計画」との混同を避けるため
第38 退職給付引当金の計上方法 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上 の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。 2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退職時に見込まれる退職給付	第38 退職給付引当金の計上方法 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。	【会計基準の改訂】

現行	改訂案	備考
の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する。(注32)(注33) 3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注34) 4 未認識過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。未認識過去勤務債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。 5~8(略)	2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退職 時により 見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を 一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき 割り引いて計算する。(注32)(注33) 3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注34) 4 未認識過去勤務費用 債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。未認識過去勤務費用 債務 は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。	
<注32> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、退職給付見込 額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他役員及び職員 の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。	〈注32〉 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれか の方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継 続して適用しなければならない。 (1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法(以下「期間定額基準」という。) その他役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。 (2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務時間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法(以下「給付算定式基準」という。) なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。 	【会計基準の改訂】
<注33> 割引率について 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎 として決定しなければならない。	<注33> 割引率について 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い 長期の債券の利回りを基礎として決定 するしなければならない。	【会計基準の改訂】
第43 セグメント情報の開示1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。(注39)	第43 セグメント情報の開示 1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の 中期目標等に おける一定の事業等のまとまりごとの 事業内容等に応じた適切な 区分に基づく セグメント情報とする。 2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益 <u>総損益、行政サービス実施コスト</u> 及び当該セグメントに属する総資産額とする。(注39)	【会計基準の改訂】

現行	改訂案	備考
	〈注39〉 セグメント情報の開示について 1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣 その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細な セグメントに係る財務情報を開示することが求められる。 なお、中期目標等における一定の事業等のまとまりは、「独立行政法人の目標策定に係る指針(平成26年9月2日 総務大臣決定)」において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」とされている。具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。	【会計基準の改訂】
 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益(国又は地方公共団体による財源措置等を含む。)の内訳を積極的に開示する必要がある。 3 セグメントの区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。 	2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な 事業 費用及び 主要な事業 収益(国又は地方公共団体による財源措置等を含む。)の内訳を積極的に開示する必要がある。 3 セグメント 情報 の区分 について は、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント 情報、研究分野別セグメント 情報 など、各法人において 適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。個々に定めていくこととする。	
第58 純資産の表示項目 1 資本金は、政府出資金、地方公共団体及びそれ以外の者からの出資金(出資者等により適切な名称を付することを要する。)とに区分して表示しなければならない。 2 (略) 3 利益剰余金は、通則法第44条第1項に基づく積立金(以下「積立金」という。)、個別法において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金(以下「目的積立金」という。)及び当期未処分利益に区分して表示する。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。 4 (略)	第58 純資産の表示項目 1 資本金は、政府出資金、地方公共団体及びそれ以外の者からの出資金(出資者等により適切な名称を付することを要する。)とに区分して表示しなければならない。 2 (略) 3 利益剰余金は、通則法第44条第1項に基づく積立金(以下「積立金」という。)、個別法において定められている場合における前中期目標等期間繰越積立金、通則法第44条第3項により中期計画及び中長期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金(以下「目的積立金」という。)及び当期未処分利益に区分して表示する。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。 4 (略)	【形式的修正】 ○ 表現の正確性を期すため修正。 ○ 法人分類に伴う修正。 ○ 通則法第44条3項は、行政執行法人は対象外のため、列挙。
第71 表示区分 1 利益の処分に関する書類は、当期未処分利益と利益処分額に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度においては、積立金振替額も加	第71 表示区分 1 利益の処分に関する書類は、当期未処分利益と利益処分額に分けて表示しなければならない。中期目標 及び中長期目標 の期間の最後の事業年度 <u>(行政執行法</u>	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。

	改訂案	備考
えて表示しなければならない。 2 (略)	人は毎事業年度)においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。 2 (略)	
第74 通則法第44条第3項による承認の額 利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」(承認前にあっては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」)としてその総額を表示しなければならない。(参考)	第74 通則法第44条第3項による承認の額 利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」(承認前にあっては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」)としてその総額を表示しなければならない。(参考)	【形式的修正】
 〈参考〉経営努力認定の考え方について 1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」(承認前にあっては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」)は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。 2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。 3 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。 4 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものであることが必要である。 (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。)から生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。 (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)。 (3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。 	〈参考〉経営努力認定の考え方について 1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」(承認前にあっては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」)は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。 2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画及び中長期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。 3 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。 4 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものであることが必要である。 (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。)から生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。 (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画、中長期計画及び年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)。 (3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。	○ 通則法第44条 第3項は、行政外 行法人は対象外 ため、列挙。 ○ 通則法第44政 行法人は対象 行法人、列挙。
第79 附属明細書 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項 を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価	第79 附属明細書 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項 を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価	【会計基準の改訂】

現行	改訂案	備考
に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計 処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額 (2) たな卸資産の明細 (3) 有価証券の明細 (4) 長期貸付金の明細 (5) 長期借入金及び(何)債券の明細 (6) 引当金の明細 (7)資産除去債務の明細 (8) 法令に基づく引当金等の明細 (9) 保証債務の明細 (10)資本金及び資本剰余金の明細 (11)積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (12)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (13)国等からの財源措置の明細 (14)役員及び職員の給与の明細 (15)開示すべきセグメント情報 (16)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計 処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額 (2) たな卸資産の明細 (3) 有価証券の明細 (4) 長期貸付金の明細 (5) 長期借入金及び(何)債券の明細 (6) 引当金の明細 (7) 資産除去債務の明細 (8) 法令に基づく引当金等の明細 (9) 保証債務の明細 (10) 資本金及び資本剰余金の明細 (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (13) 国等からの財源措置の明細 (14) 役員及び職員の給与の明細 (15) 開示すべきセグメント情報 (16) 科学研究費補助金の明細 (176) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	
 〈注53〉附属明細書による開示について 1 安定供給を確保する目的で保有する備蓄資産については、備蓄量、貸借対照表価額及び時価を明らかにしなければならない。 2 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等の観点から、独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。 3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。 4 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。 5 債務保証基金等、他の資産と区分して運用することが、当該資金を拠出(出資、出えんを含む。)した者から要請されている特定の運用資産については、当該資産の運用状況を明らかにしなければならない。 6 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額との関係を明らかにしなければならない。 	(注53> 附属明細書による開示について 1~6 (略) 7 積立金等の明細においては、積立金等の増加理由として、目的積立金の根拠となる経営努力の内容や、前期中期目標等期間からの積立金の繰越し内容を明らかにしなければならない。	【会計基準の改訂】

現行	改訂案	備考
〈注56〉 重要な後発事象の開示について 1 財務諸表には、その作成日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以降の財政状態及び運営状況に影響を及ぼすものをいう。重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該独立行政法人の将来の財政状態や運営状況を理解するための補足情報として有用である。 2 重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。 (1)独立行政法人の主要な業務の改廃 (2)中期計画の変更 (3)国又は地方公共団体からの財源措置の重大な変更 (4)火災、出水等による重大な損害の発生	〈注56〉 重要な後発事象の開示について 1 (略) 2 重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。 (1) (略) (2) 中期計画等の変更 (3) 、(4) (略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
第81 運営費交付金の会計処理 1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。 2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。 (新設)	第81 運営費交付金の会計処理 1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。 2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法(以下「業務達成基準」という。)によって収益化を行うことを原則ものとする。 「収益化基準の単位としての業務」(以下「収益化単位の業務」という。)とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。具体的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収といった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連携などの事務の観点あるいは育成プログラムの種類の観点から「注39 セグメント情報の開示について」で示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。 「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務の概念、関係性とは異なり、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」における一定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の「業務」は、同一の概念である。 なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動と、収益化単位の業務には含めない。 3 独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注解60)	【会計基準の改訂】

現行	改訂案	備考
3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。 (新設)	43 運営費交付金債務は、次の中期目標 及び中長期目標 の期間に繰り越すことはできず、中期目標 及び中長期目標 の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、行政執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。 5 中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度(行政執行法人は毎事業年度)の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。	
4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定の範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産者しくは重要性が認められるたな卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。 (2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注60)	6.4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定の範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。 (2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注619)	
(新設)		【会計基準の改訂】

現行	改訂案	備考
	す」とされていることを踏まえ、運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておく必要がある。 3 収益化単位の業務は、PDCA サイクル等の内部管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務とする。管理部門の活動についても、例えば部門別などの細かい単位に細分化することとする。 4 「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、法人の長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。 法人の長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すにあたっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用(人件費や修繕費等)については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。	
<注60> 運営費交付金の会計処理について 1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。	<注6 <u>1</u> 0> 運営費交付金の会計処理について 1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、 <u>運営費</u> 交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務達成基準により収益化を行う <u>ことを原則もの</u> とする。	【会計基準の改訂】
 2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。 (1)中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。 例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。 	2 業務達成基準による 運営費交付金の 収益化 について は、具体的には以下により行う のような考え方による ものとする。 (1) 収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された(完了した)収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。 (2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。 例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。) や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。	【会計基準の改訂】
	(3) 独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。	【会計基準の改訂】

現行	改訂案	 備考
(2)上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。	3 管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられる。そのため、管理部門の活動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することを認める。 (2)上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。	【会計基準の改訂】
(3)上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。	4 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生したが、当面各業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。 (3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。	【会計基準の改訂】
この場合に別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益が ある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出された ものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。	この場合に 別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。	
なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 55>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。	なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 55>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。	
(4)運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。	5(4) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。	【形式的修正】
3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。	6.3 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標等の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて運営費交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。 ○ 表現の正確性を 期すため修正。
4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。	7.4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。	【形式的修正】
5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金 又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合 理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運	8.5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返	【形式的修正】

現行	改訂案	備考
営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目(資本剰余金又は資産見返運営費交付金)に振り替えるものとする。	運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目(資本剰余金又は資産見返運営費交付金)に振り替えるものとする。	
6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合 には、これを全額収益に振り替えるものとする。	9.6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	【形式的修正】
第82 施設費の会計処理 1、2(略)(注61)	第82 施設費の会計処理 1、2 (略) (注6 <u>2 - 1</u>)	【形式的修正】
$<$ 注 6 1 $>$ 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について $1\sim3$ (略)	$<$ 注 6 2 $\frac{2}{1}$ $>$ 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について $1\sim3$ (略)	【形式的修正】
第83 補助金等の会計処理 1~3(略) 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注62) (1)(略) (2)当該資産が償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。 (3)当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、当該資産の販売を行ったときに取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。	第83 補助金等の会計処理 1~3(略) 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注6 <u>3-2</u>) (1)(略) (2) 当該資産が償却資産 若しくは重要性が認められるたな卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。) であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。 (3) 当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、当該資産の販売を行ったときに取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。	【会計基準の改訂】
<注62> 補助金等の会計処理について 1、2 (略)	<注6	【形式的修正】
第84 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 1(略) 2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、独立行政法人が 負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費 用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等で明らかにされていなければなら	第84 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 1(略) 2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、独立行政法人が 負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費 用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等 及び年度計画で明らかにされて	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う

現行	改訂案	備考
ない。なお、当該特定の費用が、貸倒引当金繰入額の場合は、独立行政法人が保有する貸付金等の金銭債権に係る貸倒損失について、国と独立行政法人の責任範囲が、例えば中期計画等で明らかにされていなければならない。(注63)3(略)	いなければならない。なお、当該特定の費用が、貸倒引当金繰入額の場合は、独立行政法人が保有する貸付金等の金銭債権に係る貸倒損失について、国と独立行政法人の責任範囲が、例えば中期計画等 及び年度計画 で明らかにされていなければならない。(注6 43) 3 (略)	修正。
<注63> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について 1、2 (略)	<注6 <u>4-3</u> > 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について 1、2(略)	【形式的修正】
第85 寄附金の会計処理 1 独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注64) (1) 中期計画等において、独立行政法人の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることを明らかにしている場合であって、当該計画に従って出えんを募った場合には、民間出えん金の科目により資本剰余金として計上する。(2) (略) 2 上記1(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定の範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注65) 3 (略)	第85 寄附金の会計処理 1 独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注 654) (1) 中期計画等 及び年度計画 において、独立行政法人の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることを明らかにしている場合であって、当該計画に従って出えんを募った場合には、民間出えん金の科目により資本剰余金として計上する。 (2) (略) 2 上記1(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定の範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注 655)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
<注64> 寄附金の負債計上について 独立行政法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定 される。寄附金は、寄附者が独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で 出えんするものであるが、寄附者があらかじめその使途を特定したり、あるいは独 立行政法人の側で使途を示して計画的に管理支出することが想定され、独立行政法 人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければなら ないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計 的な性格として、あらかじめ使途が特定されて管理されている寄附金に関しては、 その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き独立行政 法人に留保することとしている。これは、中期計画期間の終了時においても同様で あり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。	<注654> 寄附金の負債計上について 独立行政法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその使途を特定したり、あるいは独立行政法人の側で使途を示して計画的に管理支出することが想定され、独立行政法人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ使途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き独立行政法人に留保することとしている。これは、中期計画等期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。	【形式的修正】

現行	改訂案	備考
〈注65〉 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合に おいては、これが中期計画の想定の範囲内である場合には、独立行政法人の財産 的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとす る。 2 (略)	<注665> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合に おいては、これが中期計画等の想定の範囲内である場合には、独立行政法人の財 産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものと する。 2 (略)	【形式的修正】
第86 サービスの提供等による収益の会計処理 (略)(注66)	第86 サービスの提供等による収益の会計処理 (略) (注6 <u>7-4</u>)	【形式的修正】
<注66> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて (略)	<注6 <u>7</u> -6> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて (略)	【形式的修正】
第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理 (略)(注67)	第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理 (略) (注6 <u>8</u> -	【形式的修正】
<注67> 減価償却の会計処理について 1~3 (略)	<注6 <u>8</u> -> 減価償却の会計処理について 1~3 (略)	【形式的修正】
第88 賞与引当金に係る会計処理 1 (略) 2 賞与に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、翌期以降の 中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この 場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見 積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計 算書に表示する。	第88 賞与引当金に係る会計処理 1 (略) 2 賞与に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、翌期以降の中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計算書に表示する。	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
第89 退職給付に係る会計処理 1 (略) 2 (略) (1) 退職一時金(役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。) については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合 (2) 年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付については、厚生年金基金に払い込むべき掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び厚生年金基金に積立不足がある場合には、当該積立不足額とその解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合	第89 退職給付に係る会計処理 1 (略) 2 (略) (1) 退職一時金(役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。) については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合 (2) 年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付については、厚生年金基金に払い込むべき掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び厚生年金基金に積立不足がある場合には、当該積立不足額とその解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。

現行	改訂案	
(3) 年金債務のうち退職共済年金に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合 3 独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。 4 (略)	(3) 年金債務のうち退職共済年金に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合 3 独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。4 (略)	VIII 7-7
第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理 (略)(注68)	第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理 (略) (注6 <u>9</u> 8)	【形式的修正】
<注68> 特定の除去費用等の会計処理について 1~3 (略)	<注6 <u>98</u> > 特定の除去費用等の会計処理について 1~3 (略)	【形式的修正】
第92 法令に基づく引当金等 (略)(注69)	第92 法令に基づく引当金等 (略) (注 <u>70-6-9</u>)	【形式的修正】
<注69> 法令に基づく引当金等について 1~5 (略)	<注 <u>70-69</u> > 法令に基づく引当金等について 1~5 (略)	【形式的修正】
第93 信用の供与を主たる業務としている独立行政法人における債務保証の会計処理 (略)(注70)(注71) (1)~(3)	第93 信用の供与を主たる業務としている独立行政法人における債務保証の会計処理 (略) $(注71-0)$ $(注72-1)(1)\sim(3)$	【形式的修正】
<注70> 債務保証の取扱いについて (略)	<注7 <u>1</u> 0> 債務保証の取扱いについて (略)	【形式的修正】
<注71> 信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人について 1~3	$<$ 注 7 $2 +$ $>$ 信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人について $1 \sim 3$	【形式的修正】
第95 毎事業年度の利益処分 1 当期未処分利益は、毎事業年度、積立金として整理するもののほか、中期目標の期間の最後の事業年度を除く毎事業年度、目的積立金として整理するものとする。	第95 毎事業年度の利益処分 1 当期未処分利益は、毎事業年度、積立金として整理するもののほか、中期目標 及び中長期目標の期間の最後の事業年度を除く毎事業年度、目的積立金として整 理するものとする。	【形式的修正】 ○ 通則法第44条 第3項は、行政執

現行	改訂案	備考
2 当期未処理損失は、毎事業年度、積立金(目的積立金が残っている場合は当該目的積立金を含む。)を減額して整理し、なお不足がある場合は繰越欠損金として整理するものとする。	2 当期未処理損失は、毎事業年度、積立金(目的積立金が残っている場合は当該目的積立金を含む。)を減額して整理し、なお不足がある場合は繰越欠損金として整理するものとする。	行法人は対象外の ため、列挙。
第96 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分 独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期未処分利益 は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び個別法の規定に基づく 前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならな い。(注72)	第96 中期目標 及び中長期目標 の期間の最後の事業年度 (行政執行法人は毎事業年度)の利益処分 独立行政法人の中期目標 及び中長期目標 の期間の最後の事業年度 (行政執行法人は毎事業年度)においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び個別法の規定に基づく前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。(注7 <u>3-2</u>)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
〈注72〉中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分について 1 独立行政法人制度においては、中期目標による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標及びそれに基づく中期計画の期間を一つの区切りとしているところである。実際に多くの個別法においても、この中期目標の期間を一つの区切りとして積立金の次の中期目標の期間への繰越についての規定が設けられているのもその表れである。そのような独立行政法人においては、運営費交付金等をこの中期目標の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても通則法第44条第3項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。 2 個別法において積立金を次の中期目標の期間に繰り越す旨の規定が設けられている独立行政法人においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、国庫納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である国庫納付金の額及び前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標の期間に繰り越される金額を記載するものとする。	〈注732〉中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度 (行政執行法人は毎事業年度)の利益処分について 1 独立行政法人制度においては、中期目標等による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標等及びそれに基づく中期計画等の期間を一つの区切りとしているところである。実際に多くの個別法においても、この中期目標等の期間を一つの区切りとして積立金の次の中期目標等の期間への繰越についての規定が設けられているのもその表れである。そのような独立行政法人においては、運営費交付金等をこの中期目標等の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても通則法第44条第3項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標等期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度 (行政執行法人は毎事業年度)の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。 2 個別法において積立金を次の中期目標等の期間に繰り越す旨の規定が設けられている独立行政法人においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、国庫納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度 (行政執行法人は毎事業年度)に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である国庫納付金の額及び前中期目標等期間繰越積立金として次の中期目標等の期間に繰り越される金額を記載するものとする。	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。	第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 目的積立金について、中期計画 及び中長期計画 であらかじめ定めた「剰余金の 使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に 振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した 場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならな い。	【形式的修正】 ○ 通則法第44条 第3項は、行政執 行法人は対象外の ため、列挙。 ○ なお、行政執行

現行	改訂案	備考
		法人における会計 処理は現行Q&A のQ97-4で置 き換え規定がある ため、不要。
第98 不要財産に係る国庫納付等に伴う資本金等の減少に係る会計処理 1 (略)(注73) 2 (略)(注73) 3 (略)(注73)	第98 不要財産に係る国庫納付等に伴う資本金等の減少に係る会計処理 1 (略) (注7 <u>4-3</u>) 2 (略) (注7 <u>4-3</u>) 3 (略) (注7 <u>4-3</u>)	【形式的修正】
〈注73〉不要財産に係る国庫納付等に係る注記について不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要 不要財産となった理由 国庫納付等の方法 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額 (5)国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額 (6)国庫納付等のの額	〈注74-3〉不要財産に係る国庫納付等に係る注記について不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。 (1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要 (2)不要財産となった理由 (3)国庫納付等の方法 (4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額 (5)国庫納付等に当たり譲渡収入からにより 	【形式的修正】 ○ 表現の正確性を 出去なめなる
(6)国庫納付等の額 (7)国庫納付等が行われた年月日 (8)減資額	(6)国庫納付等の額 (7)国庫納付等が行われた年月日 (8)減資額	期すため修正。
第99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理 1 (略)(注74)(注75) 2 (略)(注75)	第99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理 1 (略)(注7 <u>5-4</u>)(注7 <u>6-5</u>) 2 (略)(注7 <u>6-5</u>)	【形式的修正】
<注74>譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の国庫納付等について (略)	<注7 <u>54</u> >譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の国庫納付等について (略)	【形式的修正】
<注75>行政サービス実施コストについて (略)	<注7 <u>6.5</u> >行政サービス実施コストについて (略)	【形式的修正】
第100 区分経理に係る会計処理の原則 1 (略)(注76) 2 (略)	第100 区分経理に係る会計処理の原則 1 (略) (注7 <u>7-6</u>) 2 (略)	【形式的修正】
<注76> 区分経理に係る会計処理について (略)	<注7 <u>7-6</u> > 区分経理に係る会計処理について (略)	【形式的修正】

現行	改訂案	備考
第101 法人単位財務諸表の体系及び様式 1(略)(注77) (1)~(5)(略) 2(略)	第101 法人単位財務諸表の体系及び様式 1 (略) (注7 <u>8</u> 7) (1)~(5) (略) 2 (略)	【形式的修正】
<注77> 法人単位財務諸表の体系について (略)	<注 7 <u>8 子</u> > 法人単位財務諸表の体系について (略)	【形式的修正】
第102 法人単位財務諸表作成の基準 (略) (1)~(4)(略)(注78)	第102 法人単位財務諸表作成の基準 (略) (1)~(4)(略)(注7 <u>9</u> 8)	【形式的修正】
<注78> 法人単位行政サービス実施コスト計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について1、2(略)	<注7 <u>9</u> 8 > 法人単位行政サービス実施コスト計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について 1、2(略)	【形式的修正】
第103 共通経費等配賦の原則 1、2(略)(注79)	第103 共通経費等配賦の原則 1、2 (略) (注 <u>8079</u>)	【形式的修正】
<注79> 共通経費の配賦基準について 1~3 (略)	<注 80 79 > 共通経費の配賦基準について 1~3 (略)	【形式的修正】
第104 財務諸表の開示方法等 1~4 (略) (注80)	第104 財務諸表の開示方法等 1~4 (略) (注8 <u>1-4</u>)	【形式的修正】
<注80> 附属明細書について (略)	<注8 <u>1.4</u> > 附属明細書について (略)	【形式的修正】
第105 連結財務諸表の作成目的 (略) (注81)	第105 連結財務諸表の作成目的 (略)(注8 <u>2</u> 1)	【形式的修正】
<注81> 連結財務諸表の作成目的及び性格について 1~3 (略)	<注8	【形式的修正】
第106 連結財務諸表一般原則 1、2 3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対 し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせな	第106 連結財務諸表一般原則 1、2 3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対 し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせない	【形式的修正】

現行	改訂案	備考
いようにしなければならない。(注82) 4(略)	ようにしなければならない。(注8 <u>3-</u> 2) 4 (略)	
<注82> 重要性の原則の適用について 1~2	$<$ 注8 $\frac{32}{}>$ 重要性の原則の適用について $1\sim2$	【形式的修正】
第107 連結の範囲 1 独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注83) 2~4 (略)	第107 連結の範囲 1 独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注8 <u>4-3</u>) 2~4 (略)	【形式的修正】
<注83> 連結の範囲からの除外について (略)	<注8 <u>43</u> > 連結の範囲からの除外について (略)	【形式的修正】
第108 連結決算日 1、2(略)(注84)	第108 連結決算日 1、2 (略) (注8 <u>5-4</u>)	【形式的修正】
<注84> 決算日に差異がある場合の取扱いについて (略)	<注8 <u>54</u> > 決算日に差異がある場合の取扱いについて (略)	【形式的修正】
第109 会計処理の原則及び手続 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会 社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処 理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければな らない。(注85) 2 (略)	第109 会計処理の原則及び手続 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会 社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処 理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければな らない。(注8 <u>6</u> -	【形式的修正】
<注85> 会計処理の統一について 1~3 (略)	<注8 <u>6.5</u> > 会計処理の統一について 1~3 (略)	【形式的修正】
第113 特定関連会社の資産及び負債の評価 1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日 において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当するこ ととなった日の時価により評価しなければならない。(注86) 2 (略)	第113 特定関連会社の資産及び負債の評価 1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日 において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当するこ ととなった日の時価により評価しなければならない。(注8 7-6) 2 (略)	【形式的修正】
<注86> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて	<注8.7.6 > 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて	【形式的修正】

現行	改訂案	備考
(略)	(略)	
第115 少数株主持分 1、2(略)(注87)	第115 少数株主持分 1、2(略)(注8 <u>8-</u> 7)	【形式的修正】
<注87> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について 1、2(略)	<注8 <u>8</u> -> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について1、2(略)	【形式的修正】
第118 関連会社等に対する持分法の適用 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原 則として持分法を適用しなければならない。(注88) 2~4 (略)	第118 関連会社等に対する持分法の適用 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原 則として持分法を適用しなければならない。(注8 <u>9-8</u>) 2~4 (略)	【形式的修正】
<注88> 持分法適用の範囲からの除外について (略)	<注8 <u>9&</u> > 持分法適用の範囲からの除外について (略)	【形式的修正】
第119 表示区分 1、2(略)(注89)	第119 表示区分 1、2(略)(注 <u>9089</u>)	【形式的修正】
<注89> 繰延資産について 1、2 (略)	<注 90-8-9 1、2 (略)	【形式的修正】
第128 関連公益法人等の情報開示 関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引 等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」 に定めるところにより開示するものとする。(注90)	第128 関連公益法人等の情報開示 関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引 等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」 に定めるところにより開示するものとする。(注9 <u>1</u> 0)	【形式的修正】
<注90> 関連公益法人等について (略)	<注9 <u>14</u> > 関連公益法人等について (略)	【形式的修正】
第129 関連公益法人等の範囲 1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注91) 2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法	第129 関連公益法人等の範囲 1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注921) 2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与え	【形式的修正】

現行	改訂案	備考
人等に該当するものとする。 (1)、(2)(略) (3)基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている財団法人 (4)会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等 3、4(略)	ることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法 人等に該当するものとする。 (1)、(2)(略) (3)基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている 一般 財団法人 公益財団法人 (4)(略) 3、4(略)	
<注91> 公益法人等の範囲について 公益法人等とは、財団法人、社団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法 人、技術研究組合等の法人も含まれる。	<注9	【形式的修正】
第131 連結セグメント情報の開示 1(略) 2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属す る資産総額とする。(注92)	第131 連結セグメント情報の開示 1 (略) 2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属す る資産総額とする。(注9 <u>3-2</u>)	【形式的修正】
<注92>連結セグメント情報の開示について 1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者 に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分 及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財 務情報を開示することが求められる。 2、3(略)	<注932> 連結セグメント情報の開示について 1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民 <u>主務大臣</u> その他 の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわた る場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメン トに係る財務情報を開示することが求められる。 2、3 (略)	【形式的修正】

「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」改訂案 新旧対照表(形式的修正部分の抜粋)

現行	改訂案	備考
第3 減損の兆候 1 (略) 2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。 (1)固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。 (2)~(5)(略) 3 (略)	第3 減損の兆候 1 (略) 2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。 (1)固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画 <u>中長期計画及び事業計</u> 画 の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。 (2)~(5)(略) 3 (略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。なお、「中期 計画」の表現は、 本項のみ使用され ているため、略称 は用いない。
第6 減損額の会計処理 固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額(以下「減損額」という。) については、次のように処理するものとする。 (1)「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資 産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、独立行 政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたも のであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計 上する。(注10) (2)「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資 産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、独立行 政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたもの であるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損 失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。 (3)(略)	第6 減損額の会計処理 固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額(以下「減損額」という。)については、次のように処理するものとする。 (1)「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、独立行政法人が中期計画、中長期計画、事業計画及び年度計画(以下「中期計画等及び年度計画」という。)で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。(注10) (2)「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。 (3)(略)	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
	<注10>中期計画等 及び年度計画 で想定した業務運営を行わなかったことについて 中期計画等 及び年度計画 で想定した業務運営を行わなかったことについては、 固定資産に減損が生じた原因が、独立行政法人が中期計画等 及び年度計画 の想定 の範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等 及び年度計画 の想定の範 囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。

現行	改訂案	備考
営を行ったこととは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。 なお、独立行政法人は、その経営資源を最大限活用して、業務運営の効率化やサービスその他の業務の質の向上に具体的にどのように取り組むか、できる限り定量的な中期計画を設定すべきであり、中期目標で掲げられた目標の水準を更に具体化することも積極的に検討する必要があるとされていることに留意する(独立行政法人の中期目標等の策定指針(平成15年4月18日 特殊法人等改革推進本部事務局)を参照)。	とする。 中期計画等 及び年度計画 で想定した業務運営を行わなかったこと及び想定の範囲外の業務運営を行ったこととは、例えば、中期計画等 及び年度計画 で定めた施設の利用促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等 及び年度計画 で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。 なお、独立行政法人は、その経営資源を最大限活用して、業務運営の効率化やサービスその他の業務の質の向上に具体的にどのように取り組むか、できる限り定量的な中期計画を設定すべきであり、中期目標で掲げられた目標の水準を更に具体化することも積極的に検討する必要があるとされていることに留意する(独立行政法人の中期目標等の策定指針(平成15年4月18日 特殊法人等改革推進本部事務局)を参照)。	○ 「独立行政法人 の目標の策定に平成 する指針」(平日 なを 26 年9月2日 務大臣決定)に は いて、目標策定 おおたに 指針が新たに伴い いたことに に いたことに に いたことに に いたことに に いたこと に に いたこと に に いた に い が に い が に い が に い が に い が に い が に い が に い が に い が に ら に ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら
第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等 の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上 している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。 (1)減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことに より生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損 失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金(独立行政法人通則法第 44条第1項に規定する積立金)に振り替える。 (2)減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわら ず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資 産見返負債を減額する。	第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等 の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上 している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。 (1)減損が、独立行政法人が中期計画等 及び年度計画 で想定した業務運営を行わ なかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目によ り当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金(独立行 政法人通則法第44条第1項に規定する積立金)に振り替える。 (2)減損が、独立行政法人が中期計画等 及び年度計画 で想定した業務運営を行っ たにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用に は計上せず、資産見返負債を減額する。	「形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。
第8 行政サービス実施コスト 独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた 減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に 区分して表示しなければならない。	第8 行政サービス実施コスト 独立行政法人が中期計画等 及び年度計画 で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス 実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。	【形式的修正】 ○ 法人分類に伴う 修正。